

平成30年度 放流量・水質分析表

(相楽郡広域事務組合 大谷処理場)

項目	年/月	単位	平成30年										平成31年			大谷処理場 自主基準値
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
水量	放流量 月平均値	m ³ /日	64.3	52.5	54.6	43.4	42.1	39.4	54.7	43.9	45.9	40.4				130.5
水質	水素イオン 濃度 (pH)		7.4	7.1	7.4	7.4	7.4	7.1	7.4	7.3	7.3	7.4				5.8~8.6
	生物化学的酸素 要求量(BOD)	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5				10
	化学的酸素 要求量(COD)	mg/l	1.2	1.8	1.1	1.2	1.3	1.6	0.8	1.5	1.4	1.1				20
	浮遊物質 量(SS)	mg/l	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1				10
	全窒素	mg/l	1.0	2.4	1.2	1.5	1.3	1.8	0.8	2.3	1.3	1.1				10
	全りん	mg/l	0.029	0.02	0.051	0.032	0.030	0.034	0.064	0.040	0.015	0.036				1
	大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				3,000
色度	度	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1				30	

※水量: 運転管理月報(1)による

※水質分析機関: 舞鶴厚生株式会社

平成30年度 ダイオキシン類測定結果

項目	年月日	単位	平成30年 月 日	平成31年 月 日	採取場所	国の基準値
排ガス		ng-TEQ/m ³ N		—	汚泥乾燥焼却炉	10ng-TEQ/m ³ N
焼却灰		ng-TEQ/g	—		灰ホツパ	3ng-TEQ/g

※大気分析機関: 株式会社日吉

【単位・用語の解説】

ng(ナノグラム): 10億分の1グラム

TEQ: 最も毒性の強いダイオキシンの毒性係数を1.0として算出される毒性等量

m³N: 0°C、1気圧の条件での気体の体積

【法令根拠等】

・排ガス…ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項の規定により毎年1回以上、ダイオキシン類の測定を行わなければならない。

・焼却灰…ダイオキシン類対策特別措置法第24条第1項の規定により同法施行規則第7条の2第1項に規定する基準以内となるように処理しなければならない。また、同法第28条第2項の規定により、排ガスのダイオキシン類の測定に併せて測定を行わなければならない。